

平成29年度 使用料・手数料の設定・改定について

1 総括表

区分	使 用 料	手 数 料
設 定	墓地使用料 1,440万円	衛生関係手数料 144万2千円
		都市計画関係手数料 340万6千円
改 定	墓地使用料 1,884万6千円	
計	2 件 3,324万6千円	2 件 484万8千円

※ 表中の金額は、使用料・手数料設定等に伴う収入見込額（通年ベース）である。

2 使用料

(1) 設定

◆ 墓地使用料

① 内容

温井墓地の公募開始に伴うもの。

区 分	金 額
墓 地 使 用 料	1区画(3㎡)につき 1,440,000円

② 使用料の額の考え方

不動産鑑定士による評価額に基づき設定する。

③ 実施時期 29年4月1日

④ 収入見込額 1,440万円 (通年ベース)

(2) 改定

◆ 墓地使用料

① 内容

高天原墓園の区画を市民ニーズに合わせて2等分することに伴うもの。

現 行		改 定	
区 分	金 額 (1区画につき)	区 分	金 額 (1区画につき)
2級 (6 m ²)	2,142,000円	2級 (6 m ²)	(現行に同じ。)
		2級 (3 m ²)	1,234,000円
3級 (6 m ²)	2,080,000円	3級 (6 m ²)	(現行に同じ。)
		3級 (3 m ²)	1,193,000円
4級 (6 m ²)	2,040,000円	4級 (6 m ²)	(現行に同じ。)
		4級 (3 m ²)	1,173,000円
5級 (6 m ²)	1,938,000円	5級 (6 m ²)	(現行に同じ。)
		5級 (3 m ²)	1,111,000円

② 使用料の額の考え方

不動産鑑定士による評価額に基づき設定する。

③ 実施時期 29年4月1日

④ 増収見込額 1,884万6千円 (通年ベース)

3 手数料

設定

◆ 衛生関係手数料

① 主な内容

県からの権限移譲に伴うもの。

区 分	金 額
麻薬小売業者免許申請手数料	1 件につき 3,900円
麻薬小売業者免許証再交付手数料	1 件につき 2,700円
向精神薬卸売業者免許申請手数料	1 件につき 14,600円
向精神薬小売業者免許申請手数料	1 件につき 3,900円
向精神薬卸売業者等免許証再交付手数料	1 件につき 2,700円

② 手数料の額の考え方

県と同額に設定する。

③ 実施時期 29年4月1日

④ 収入見込額 144万2千円 (通年ベース)

◆ 都市計画関係手数料

① 主な内容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴うもの。

区 分	金 額
建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料 非住宅床面積2,000㎡～5,000㎡未満で工場部分以外の場合	1件につき 256,000円

② 手数料の額の考え方

県と同額に設定する。

③ 実施時期 29年4月1日

④ 収入見込額 340万6千円
(通年ベース)

